

パブリックコメントでいただいた御意見と対応案

参考資料 2

意見番号	項目	意見概要	対応案
1	全般事項	<p>計画書の構成について 先行している他自治体の計画書と構成が異なりますが、監督省庁からの通達があったのでしょうか。</p> <p>計画書策定にあたって PDMの考察は不要でしょうか。 表の中で整理していくと計画書類は作成しやすいと思いますが如何でしょうか。</p> <p>4 2章 2章はこれから肉付けしていくと思いますが、基準年の設定根拠の記述、中長期目標の設定を記述すると良いと思います。その際に検討事項がでけますのでPDM手法による考察が必要になると思います。</p>	<p>計画書の構成は法令上の定めはありませんが、環境省が平成26年に策定した「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」及び地球温暖化に関するこれまでの県の計画を参考に構成・作成しています。 なお、2-2、2-3にあるとおり、本計画は国の中期目標に対応したものであり、基準年・目標年は国の計画に即して設定しています。</p>
2	全般事項	<p>2030年のビジョン(達成目標値)を今から見通し、いつまでに何をやるかをバックキャストします。 すなわち必ず達成しなければならない目標に到達する為の工程と目標を定量化することが重要で、現状にとらわれることなく敢然と進める必要があります。 計画の進め方としては、計画作成段階から市民の参加を得て、又実施段階では共同作業者としての意識を発揮してもらうことが重要だと考えます。</p>	<p>本計画は、主要な主体において、1990年代の排出量を目指すことを目標として、2030年に向けて削減量を計上しており、計画記載の取組を進めることで目標を達成することができます。 進め方については、御指摘のとおり各主体が自主的に温暖化対策に取り組むことが重要であり、そのために県としてできることについて今後も検討していきます。</p>
3~5	全般事項	<p>(意見3~5の前提となる考え方)</p> <p>産業部門は、業界団体ごとにCO2削減対策の自主行動計画を定め経済産業省に報告しており、業界内で国内事業所全体の今後の設備投資、技術開発等の仮定を置き、最適なCO2削減方法を考慮することにより、目標を達成することをコミットしております。 2015年4月には一般社団法人経済団体連合会が「低炭素社会実行計画」を策定しており、54の業界団体がそれぞれ2030年度の目標を設定して取り組みを進めております。また、日本の約束草案(2015年7月地球温暖化対策推進本部決定)には、各業界の自主行動計画が織り込まれております。 この自主行動計画は、国内の事業所ごとに個別計画を設定しそれを積上げたものではなく、業界全体を一体と見て削減目標を定めております。自主行動計画の実行に当たりましては各事業所が均等に削減するのではなく、各事業所の設備特性や削減ポテンシャルを考慮した上で、業界全体の削減目標を達成すべく各社が相応の努力をしていくこととなります。 更に、自主行動計画を実行する際の不確定要素として、その時々々の景気動向に応じて品種ごとの需要が偏る場合、各事業所の生産品種構成によって、事業所ごとの生産量に大きな影響が生じることがあります。その結果として各事業所のCO2排出量にも大きな増減が生じますが、これは目標設定の際には予見しえないものです。 こうした中で、31ページ・32ページ・35ページに表記されているように、国の削減量想定を県出荷額の全国比で按分することによって千葉県における産業部門の数値目標を設定されても、コミットできないことをご理解頂きますようお願い致します。 弊社におきましても、業界全体の削減目標達成のための削減努力をしていく所存であり、低炭素社会実行計画に参加している他業界も同様と認識しております。</p>	-

意見番号	項目	意見概要	対応案
3	全般事項(5-1 目標設定の考え方)	産業部門の評価・検証方法について、 現状:(具体的な表記なし) ↓ 改訂案:「なお、産業部門については、低炭素社会実行計画に基づいた各業界の目標達成状況により評価・検証します。」 * 県レベルでは数値目標をコミットできないため、業界全体を一体と見て評価・検証していただきたい。	御指摘の項目は産業部門のうち製造業の「低炭素社会実行計画の参加企業」の目標に対する評価であり、数ある指標の一つであることから、「10 計画の推進体制」に特段の記載はしないこととします。 なお、「5-1 目標設定の考え方」に以下のとおり記載しました。 「なお、低炭素社会実行計画に参加する企業の多くは県域を越えた取組を進めていることから、目標の達成状況は各業界における全国の取組実績で評価します。」
4	全般事項(6-3 千葉県の温室効果ガス排出量)	製造業における二酸化炭素排出量について(注釈の付記) 現状:(注釈の表記なし) ↓ 改訂案:「※国の温暖化対策計画で示された削減量をもとに、出荷額やエネルギー消費量などの県と国との比を用いて按分して算出しています。」 * 30ページ(1)家庭部門(2)事務所・店舗等部門と同様に注釈を付記いただきたい。 * 32ページと同じ内容ですが、31ページの方が先に記述されておりますので、読み手に誤解を与えないよう付記いただきたい。	御指摘の箇所に以下の文章を記載しました。 「※削減量は国の温暖化対策計画で示された削減量をもとに、主要業種の出荷額の全国比で按分して算出(参考資料を参照)」
5	全般事項(7-3 製造業における取組)	二酸化炭素排出抑制対策(主要業種)について(注釈の付記) 現状:(注釈の表記なし) ↓ 改訂案:「※上記の技術の開発・導入等の取組は、千葉県内の事業所に限ったものではなく、県外の事業所において推進される取組も含まれます。」 * 鉄鋼業において、「次世代コークス製造技術の導入」「革新的製鉄プロセスの導入」を県内事業所で取り組むか否かは今後の検討内容である。	御指摘の箇所に以下の文章を記載しました。 「なお、各業種の事業者は県内外を問わず、業界全体でこれらの取組を進めていきます。」
6	1-1 背景	RCP8.5シナリオを何故入れたのですか。パリ協定では2°C未満ですから、RCPは4.5又は2.6採用による気温上昇の制御を重視しているのです。特に世紀末の温度制御を心配しているのです。	RCP8.5シナリオについては、IPCC第5次評価報告書において、シナリオの一つとして示されたことを記載したものです。 御指摘のとおり、今後、各国が対策を講じ、かつ、今以上の目標を今後提出することを前提として、はじめてRCP4.5や2.6のシナリオに近づくものと考えています。
7	1-1 背景	「洪水が深刻化」→「高潮が深刻化」ではないか。 洪水は河川等からあふれる現象であり、ツバル諸島を例示するなら高潮と思われる。	文章を「海拔の低い沿岸部や諸島国では、地球温暖化による海面上昇のため洪水や高潮・高波のリスクが高まっています。」に変更するとともに、誤解のないよう、例示をマーシャル諸島の高波に変更しました。
8	1-1 背景	4ページ ツバル諸島の洪水とバングラデシュ国の洪水が載っていますが、受け売りではなく、検証されたことを記述した方が計画書の導入部になり、また、千葉県の特徴が出てくると思います。 NHKの報道番組は「捏造」との指摘があつてからNHK側は反論しておりません。バングラデシュ国は毎年洪水に見舞われていますが、水没した国土と同じくらいの砂州(山手線の内側くらいの面積)が毎年できています。35年前に輪中堤建設事業に出かけましたが、当時海岸線に近かった地区がGoogleEarthで見ますとだいぶ内陸部になっております。同国では国土が水没する前に土堰堤、堤防建設が行われております。 ツバル諸島よりも前にモルディブ共和国が海面上昇の脅威に晒されていましたが、こちらの方はどうなのでしょう。ツバル諸島のみでの記述では偏っていると思います。	

意見番号	項目	意見概要	対応案
9	1-1 背景	「気温上昇を2℃未満に抑える」、「～産業革命前に比べて2℃より低く保つとともに」、「何故、2℃未満にしなければならぬのか」の簡単な説明(コラム)が欲しい。	御指摘の箇所について 『2010年の第16回気候変動枠組条約国会議(COP16)で採択された「カンクン合意」で目指すとした、気温上昇を2℃未満に抑えるシナリオ』に修正しました。
10	1-1 背景	1986-2005年平均値からの世界の平均気温の偏差 ここで、述べている「平均気温(℃)」について、具体的な温度を入れると、読者の温暖化に対する意識が高まると思います。	御指摘の図について、使用されたデータ(気温)の平均の値について記載がないことから、記載しないこととします。
11	1-1 背景	9ページ 産業革命を起点としているような記述ですが、それ以降の産業構造、年平均気温の上昇について、幾つかの要因を加味して検討・解釈が必要だと思えます。それらと関連して、日本/県内の産業構造の推移、人口推移等について考察するとその後の論述?展開の根拠作りができると思えます(10~14ページ)	記述はIPCCの報告書をもとに記載しているものです。 御指摘のとおり、年平均気温の上昇にかかる人間活動以外の要因や、産業構造・社会構造の変化と温室効果ガス排出量との相関は、地球温暖化の議論に影響を与える要素のひとつですが、分量の関係もあり省略しています。
12	1-1 背景	図1-1-2 横軸の「年」の位置の見直しが必要	図表の記載について出来る限り統一しました。
13	1-1 背景	(2)地球温暖化の影響 「氷の融解」を「山岳氷河の融解など」と改めた方がよいと思えます。	IPCCの報告書(和訳)の表現をそのまま記載しているものです。
14	1-1 背景	図1-1-3,4 図の縦軸の単位(日)を追加したほうがよいと思えます。	御指摘の図表は出典をそのまま掲載しているものです。
15	1-1 背景	(2)地球温暖化の影響 「サンゴなど変化に弱い」を「サンゴなど海水温などの変化に弱い」に表現を変更したほうがよいと思えます。	「サンゴなど環境の変化に弱い」に修正しました。
16	1-1 背景	(2)地球温暖化の影響 「関東の東」に関して、注釈をつけて、具体的にどのエリア付近をいうのか説明したほうがよいと思えます。	御指摘のとおり注釈を記載しました。
17	1-1 背景	(2)地球温暖化の影響 自然生態系では、桜(ソメイヨシノ)の4月1日開花ラインの北上が確認されています。とありますが、例としては省いた方がよいかもしれません。 桜(ソメイヨシノ)の開花は、必ずしも、地球温暖化の影響かどうか分からないという、植物の専門家の見解があるからです。 田中修氏(甲南大学 客員教授)の著書にあるように、桜が開花するためには、前年夏のつぼみが、秋に「越冬芽」となり、冬の厳しい寒さを体感した後に、春の暖かさで早く咲くということ。最近、東京が早い開花宣言を出すことがあるのは、温暖化が原因かどうか定かではないが、(東京より南の)高知市や宇和島市、熊本市などの冬の温度が高いことが原因であるとのこと。 すなわち、積算温度ではないということ。東京の冬の寒さは厳しいので、つぼみの目覚めが良いということ。よって、秋からソメイヨシノのつぼみを春のような暖かい温度で温めると、春になっても花が咲かないそうです。	御指摘のとおり、ソメイヨシノの開花はいくつかの要因が関係しますが、桜を含む多くの植物で植物季節が早期化していること、地球温暖化の影響は単純には現れてこないこともあり、環境省「日本における気候変動による影響に関する評価報告書」や気象庁「気候変動監視レポート」の情報をもとに記載しています。 なお、図表及び表記について、「開花ラインの北上」から「開花日の早期化」に修正しました。

意見番号	項目	意見概要	対応案
18	1-3 地球温暖化対策の動向	(3)千葉県地球温暖化対策について 1. 計画を達成できなかった。2008～2012年は5年平均値で3.7%増加した。その分析は出来ていますか。2011年大震災後の計画変更も見直しせず計画の延長を続けて、どんな対策を行ったか。年毎の温室効果ガス排出量値も公開出来ていなかった。それに5年間平均値とは何か。毎年度公表するとあるではないか。電子版だけでなく「県民だより」に毎月情報を掲載すること。 2. 本計画では県民の意識改革が必要である旨の記述が多くあります、それには全ての状況や情報を公開し県民の理解を得ることが最重要であると考えます。 どんなに立派な実行計画を作成しても実行できないのは「絵に描いた○○」ですよ。 3. 国が進まないとい何もできない、とは独自の暫定対策もなしなのか、気候変動は待ってくれませんかよ。国からの経済指標が出ないとガスの排出量も発表できない状況では対策が遅れにもなる。エネルギー業界との連携をして暫定版を出すことを検討願います。外国では実施されている。	前計画において排出量が当初の計画通り減少しなかった原因について本計画にも記載しています。 なお、前計画の評価について詳細をホームページに掲載しました。 温室効果ガス排出量は毎年度公表しており、県ホームページに掲載しています。 また、施策についても環境白書などで進捗状況を公表しており、今後も情報を積極的に公表していきます。 県民だよりは紙面の都合もあるため、適切な時期に必要な事項を掲載できるよう努めてまいります。
19	1-3 地球温暖化対策の動向	・事務所面積、店舗面積、人口増加が当初計画と比べどの位違いがあったのか、省エネのどの取組が遅れたのか、簡単な説明が欲しい。	前計画「千葉県地球温暖化防止計画」の評価についてホームページに掲載しました。
20	1-3 地球温暖化対策の動向	9ページ 1行～36行、10ページ 1行～36行 文言について、引用、参考としている場合は、その出所を章末に記載すると良いでしょう。	御指摘のとおり記載しました。
21	4-2 二酸化炭素排出量の現状	説明中に「電力排出係数の上昇」とあるが、何故上昇したのかの説明コラムが欲しい。(原発事故以前の原発、火力、水力の比率が大きく変わり、排出係数が具体的に上昇したこと)	文章に「東日本大震災を契機に火力発電所の稼働が増加し」を記載しました。
22	4-3 2030年度の温室効果ガス排出量(BAU排出量)の推計	産業部門のBAU排出量の推計結果について 現状:「化学工業の排出量は減少しますが、鉄鋼業は増加し、産業部門全体では～」 ↓ 改訂案:「業種により、2030年度の生産見通しに伴う排出量の増加減少がありますが、産業部門全体では～」	御指摘のとおり修正しました。
23	4-3 2030年度の温室効果ガス排出量(BAU排出量)の推計	2030年の排出係数は、国のエネルギー見通しをもとに、一部原発の稼働により排出係数の低下が見込まれることを説明すべき。	2030年度の電力排出係数については御指摘のとおり国の長期エネルギー需給見通しをもとにしており、表6-1-1及び表6-3-1に注記しています。 なお、BAU排出量は現状(直近5年平均)の電力排出係数を使用し算出しています。
24	4-3 2030年度の温室効果ガス排出量(BAU排出量)の推計	4章 24ページ冒頭で「何も講じない場合の温室効果ガス排出量(BAU 排出量)」と記載していますが、複数個所で(表のタイトルも含めて)「BAU排出量」の意味合いを誤解されているような表記となっていますので、再度見直ししてください。 表4-3-1を作成した際のデータの根拠を表の下に注釈として記載すると良いでしょう。	BAU排出量は「今後、追加的対策を何も講じない場合の温室効果ガス排出量」と定義しています。 BAU排出量の算定方法や根拠は参考資料に記載しています。
25	4-3 2030年度の温室効果ガス排出量(BAU排出量)の推計結果	専門の方はご存じと思いますが、一般には「BAU排出量」について知らないと思いますので、解説や、数値の導出方法を追加したほうが好ましいと思います。	BAUについて解説を記載するとともに用語解説にも記載しています。 なお、推計方法については参考資料に記載しています。
26	4-3 2030年度の温室効果ガス排出量(BAU排出量)の推計結果	(2)主な部門のBAU排出量の推計結果 産業部門全体で、の後に「、2030年度」を追加したほうがよいと思います。	「産業部門全体では」を「2030年度における産業部門全体のBAU排出量は」に修正しました。

意見番号	項目	意見概要	対応案
27	5 温室効果ガス排出削減目標	<p>本計画では「エネルギー転換部門の取組を設定していない」としておりますが、p35の削減量の中に電力排出係数削減分としてエネルギー転換部門事業者の削減目標値を取り入れており矛盾しています。2030年度の国の「長期エネルギー需給見通し」による電力排出係数0.367は、原子力発電を重要なベースロード電源として20%程度見込んでいるものであり、この計画値を取り込んでいることから矛盾は明らかです。(P35の電力排出係数の単位のt-CO2/kWhはt-CO2/千kWhの誤りです。)</p> <p>本計画では「エネルギー転換部門の取組を設定していない」との前提ですが、既に袖ヶ浦・市原に3MWの石炭火力発電計画が申請されています。</p> <p>この計画が操業率80%で稼働したとすれば $3,000(\text{千kW}) \times 24(\text{h/d}) \times 365(\text{d/y}) \times 0.80 \times 0.8097(\text{t-CO}_2/\text{千kWh}) = 17,023 \text{千t}$の排出量増となり、本県の削減目標値16,465千tは消し飛んでしまいます。</p> <p>(排出係数はIGCC方式の0.8097t-CO2/千kWh、発電量は全量県外消費として)</p> <p>以上の理由から、計画の前提に本県のエネルギー転換部門の取組を加えなければ、机上の空論と言わざるを得ません。</p> <p>少なくとも「本県では石炭火力発電の建設は認めない」と表明すべきです。</p>	<p>発電事業については、国が決定した「長期エネルギー需給見通し」に基づくエネルギーミックス(電源の構成割合)を達成するよう、国及び事業者が取組を進めていくこととされています。</p> <p>なお、発電所からの二酸化炭素の排出は、「電力の排出係数」として表現され、自家消費分を除き、県内外を問わず電力を消費する側でカウントされます。</p>
28	5 温室効果ガス排出削減目標	<p>このような取り組みを効果的に行うには、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 作用対象(事業所、個人など)が少なく、 2) 作用対象には投資する力が相対的にあり、かつ作用対象にとって、投資回収が早期に見込める 3) 作用対象が関係する対象物(温室効果ガスなど)が大きい <p>ものを優先的に行うことである。</p> <p>このことは、大企業が多い「製造業」がこれまでに大きな効果があったことで実証されている。よって、この仮説にたてば、作用対象と目標値の重点は、これからは、排出ガス量2.3位の「業務部門」であり、「運輸部門」である。</p> <p>残念ながら、本計画では、この二部門の目標が小さめである。もっと削減目標を上積みすべきと考える。</p>	<p>参考資料にあるとおり、業務部門及び運輸部門の削減率は全国の削減率を上回っています。</p>
29	5-1 目標設定の考え方	<p>『事務所・店舗等についてはこれまで延床面積が増加してきており、今後も増加する見通しであることを考慮』とあるが、「今後も増加する」という根拠の説明が乏しい。</p> <p>人口減少に伴い、就業者人口、買物人口も減少する。とすれば、一人あたりの延床面積が増加する理由を明確にすべき。</p> <p>(わずかに数年の統計値だけで安易に将来を予測すべきではない)</p>	<p>業務延床面積の見通しは「3-4 2030年度の千葉県の見通し」に記載しています。</p> <p>なお、見通しは国の計画と同様に経済成長見通しから算定しています。</p>
30	5-1 目標設定の考え方	<p>・削減目標設定の考え方</p> <p>P14、7～15で国の計画26%削減目標があり、12行目の世界、国の動向を受け、基準年度を2013年度排出量とし、本県も地域レベルの温暖化対策に取り組むと意思表示しているのであれば、何故p27、9行目「1990年と同等以下となる水準を基本とする。」ことになるのか？</p> <p>・国の26%削減目標達成のため、本県では1990年と同等以下が削減目標となることを説明すべきではないか。</p> <p>・5-3～5-4、6-1～6-4の各図表とも2013年度を基準とし、1990年度との比較はしていない。</p>	<p>基準年は国の計画に即していることを「2-3 基準年・目標年」に記載しました。</p> <p>目標の水準の考え方については、これまでの県計画で目標設定の考え方を基本としている旨を同ページに記載しているところです。</p> <p>また、各主体における二酸化炭素排出量について、1990年との比較は5-4で記載しています。</p> <p>なお、国の目標達成にも十分貢献する根拠として「二酸化炭素排出量は主要部門で国の削減率を上回っている」ことを参考資料に記載しています。</p>

意見番号	項目	意見概要	対応案
31	5-1 目標設定の考え方	追記事項として、次の文言を加えたほうがよいと思います。 「他の主体も温室効果ガス削減に向けて、同様のアクションが求められます。」などの追加が必要ではないでしょうか。	ここでは目標設定の考え方を記載しており、4主体以外の取組は「7-5 その他の事業者の取組」に記載しています。
32	5-2 主体と部門の区別の違い	この節の存在そのものの意味が不明である。国や県が公表している統計値と本計画の目標との分類に違いがあると言っているだけで、だからどのような影響があるのか、どのような工夫をしたのかを述べていない。 意味のない節は抹消したらどうか。 ただし、「10計画の推進体制」でPDCAの一要素として統計値が上がっている。それとの整合性を図るべき。	本計画を正確にご理解いただくためには、目標設定における「主体」と、排出量を算定する「部門」との相違について御理解いただくことが必要と考えています。
33	5-3 目標の設定	計画素案をホームページにて完読しました。膨大な計画案ですが、よくまとめられていると思います。 「PDCAサイクルを十分に回転させて」との記載がありました。単に項目の列挙であって、「今のレベルがこうだから、どのレベルまでどのようにして取り組むか」という具体策が示されていないと思います。 私の場合、5年計画で家族2人の年間CO2排出量を70%減の2000kgを達成しました。 県民に具体的な取り組みやすい目標設定が必要かと思えます。	コラムで家庭の取組について記載しました。 また、今後作成するパンフレット等でより具体的な取組等について記載する予定です。
34	6 2030年度の千葉県の温室効果ガス排出量	各部門別削減率は、日本政府公表の削減率より大きくなっているが、温室国化ガスの産業部門の発生比率が高いため、全体の削減率が▲22%となり、国の削減目標▲26%より数値が低くなっている。 我が国がCOP21に提出した削減率が低いと、世界中から批判された。しかし、他の国も低かったため、日経エコロジー8月号p7の図によれば、2030年には+14%で570億トンとなり、2050年に2℃目標を達成するために240億トンの排出量にするために330億トンの削減が必要になる。そのために千葉県の2030年削減率を▲26%以上の削減率にしたらどうでしょうか。(2050年▲80%が我が国の削減目標であるが、前述の例では▲52%であるので、2030年の削減率を高めたほうがよい)	主要部門の削減率は国を上回っています。 なお、パリ協定では各国が5年ごとに現在の目標を上回る目標を提出するとしており、今後の国の動向を見ながら、PDCAサイクルの中で目標値を含め見直しを検討していきます。
35	6 2030年度の千葉県の温室効果ガス排出量	COP21パリ協定において、産業革命前より地球気温上昇目標を2℃と目指し、さらに1.5℃をも視野に入れるという。 そうした世界各国の合意に対して、日本政府は東日本大震災を言い訳に、2013年比とした大甘な目標比較とした。世界各国は1990年比としているがこの違いは、自国さえよければ良いという、身勝手な論理がある。 この地球号は世界各国が一体化しないと、増々住みにくい、いや危険な惑星になってしまう危機感を各国が共有しなくてはならない。 現実に産業革命前平均気温が1℃上昇してしまっている現状に、日本国は経済優先より、生存が優先されるべきである。この事実を千葉県民は把握しなくてはいけない。 したがって、千葉県の温室効果ガス削減目標は、1990年比で再計算し直さなければならない。また経済活動優先の削減目標は改めなくてはならない。 日本は地震国であり、大雨や濁水が現実となっている昨今、自分で自分の首を絞める行為は厳に慎むべきことである。行政の一番の役割は、県民の暮らしを守ることである。	御指摘のとおり、地球温暖化の問題は全ての国が取り組まなければならない問題であり、「パリ協定」の枠組みに沿って地球規模で進める必要があります。 本計画は、パリ協定にあわせ策定された国の計画に即した計画であり、二酸化炭素排出量は主要部門で国の削減率を上回っています。 なお、パリ協定における基準年については、統一することなく、各国の判断に任されています。 因みに、本計画による2030年度の温室効果ガス排出量は1990年度比では約18▲%となります。
36	6 千葉県の温室効果ガス排出量	1. 産業部門の2013年度比▲7.7%は低すぎる 業界ごとの自主目標は達成されたことは無い、経団連の目標方針には過去にも禍根があり日本は常に世界から冷遇の様にある。また業界目標のない中小企業はその同等とするは甘すぎる。県内の企業は県で目標設定すべし。 2. 県内の森林吸収削減比▲5.0%は高すぎる。不可能と思えます。再検討を。	産業部門の二酸化炭素排出量の削減率は国を上回っています。 森林吸収量については、千葉県農新水産業振興計画に基づく森林整備が2030年度まで維持されるものとして算定しており、吸収量を、2013年度比5%増(63千t-CO2→66千t-CO2)としているものです。 なお、県の温室効果ガスの排出量と比較すると0.1%相当になります。

意見番号	項目	意見概要	対応案
37	6 千葉県の温室効果ガス排出量	1. 温室効果ガス排出量2030年度総量は2013年度比▲22%は国の削減比▲26%より低い。国レベルまでUPの奮起すべし。60857千t-CO2を57600千tの▲26%を堅守する。千葉県の地域特性を考慮し業界に特化し過ぎた。それとも次項の件で差異あるのか検討ください。 2. 部門別ではそれぞれ国の2013年度比率より高くなっているのに、エネルギー起源二酸化炭素算出の電力排出係数の相違ではないでしょうか。排出係数の差異あると考えられます。各項目には計算使用係数を記入してほしい。	主要部門(産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門)の二酸化炭素排出量の削減率はそれぞれ国の削減率を上回っており、本計画は国が想定する取組を上回る努力を行う計画となっています。 全体の削減率が国に比べ小さくなるのは、各部門の排出量の構成比が国と大きく異なるためです。
38	6-2 その他の温室効果ガス排出量・削減量等	その他の温室効果ガス削減量の算出についても、付録などで計算例を載せておいた方がよいと思います。	参考資料に記載しています。
39	6-3 千葉県の温室効果ガス排出量	図6-3-2 図中の数値が、他のページと整合性がとれていませんので、見直しが必要です。	図6-3-2は記載のとおり、2013年度及び2030年度に森林吸収を含めた数値です。
40	7 目標達成に向けた取組	経済的発展や生活の豊かさを求めるとエネルギー消費は増大し、これは今後も続くので、地球温暖化の原因を抑制する具体策は専門家が検討しバランスのとれた結論が出ていることと思います。大きく改善するにはやはり企業への行政指導が一番効果的と考えますので、並ではありますが私の推奨案を提示します。 二酸化炭素排出量全体の85%(2014年)を占める・エネルギー転換部門・産業部門・運輸部門の抑制改善が大きな成果に繋がります。 推奨案 ・エネルギー転換部門 → 燃料電池発電の推進 原発は現状維持 ・産業部門 → 地産地消(物流の最小化) 同種企業の集約化による生産効率の改善 ・運輸部門 → ハイブリッド車の推進(燃料電池車 他) ・抑制改善基礎研究への公的資金援助の強化 ・改善設備導入への補助金制度の充実(期間限定)	推奨いただいた取組はいずれも地球温暖化対策に重要な取組であり、これらの取組を含め、地域の地球温暖化対策を総合的に推進していきます。 地産地消による物流の最小化については、消費者の取組として県民の取組の中に記載しています。 ハイブリッド車や燃料電池自動車など次世代自動車の導入は、計画にも記載のとおり、運輸部門の重要な取組の一つとして導入を推進していきます。 なお、エネルギー転換部門の取組については水素発電の推進を含め、国のエネルギー政策や温暖化対策と整合するよう、業界が自主的な取組を進めており、国がその取組状況を確認することとしています。 基礎研究や設備導入の補助金については、国のエネルギー対策特別会計による充実した補助金制度等が整備されており、こうした支援を県内でも活用できるよう、県としてできる取組を進めていきます。
41	7 目標達成に向けた取組	2030年度の目標がこれだけで達成できるとはとても思えません。 各主体の取組や県の施策が実施される為には、国や県の優遇措置が不可欠と考えます。(相当な予算措置が必要) 現状と同等以上のコストパフォーマンス・満足感等を感じないと人々は動きません。難しいですが、法令で縛れるものは強制化するのも一つの手です。 目標が達成できないと未来はますます住み難くなるということを国がもっともっとメディアを利用して訴えていく必要もあるでしょう。 そうしないと数世紀先には地球は破滅してしまうと思いますよ。	各主体の支援については、国のエネルギー対策特別会計により充実した補助金制度等が整備されており、こうした支援を県内でも活用できるよう、県としてできる取組を進めていきます。 国は普及啓発を抜本的に強化し、今後、「COOL CHOICE」を旗印に国民運動を展開するとしています。県はこうした動きにあわせながら普及啓発に取り組んでいきます。
42	7 目標達成に向けた取組	「7 目標達成に向けた取組」と「8 目標達成に向けた県の施策」の間に、目標達成に向けた各主体の取組報告状況を入れるべき。 目標がどのくらい達成されたかを報告し、検証する報告用紙(様式) %で報告。 あるいは7と8のタイトルを取組と報告についてとし、報告を義務付ける(そうでないと絵に描いた餅となる)	各主体が自主的に温暖化対策に取り組むことが大切であり、取組を継続させるため、それぞれにおいても進捗確認をしていくことが重要です。 県では各主体の取組状況や進捗を定期的に評価・検証することとしています。

意見番号	項目	意見概要	対応案
43	7 目標達成に向けた取組	13ページ 4行～5行 以前策定された行動計画をHPで検索しましたが、ヒットしませんでした。リオ・サミット後に行動計画策定が流りましたが、これは基礎となるものですのでHPから削除せずに残しておくべきものと考えます。行動計画は定期的に見直して加筆修正する性格のものと考えますが如何でしょうか。	千葉県地球環境保全行動計画をホームページに掲載しました。
44	7 目標達成に向けた取組	13ページ 10行～15行 東日本大震災は2011年に発生したものですので、2008～2010年の期間についての検証はどのようになっているのでしょうか。	温室効果ガス排出量は2010年で基準年比+2.6%、2008-2010年平均では+5.2%になります。
45	7 目標達成に向けた取組	16ページ 4で簡単に触れましたが、2-2、2-3、2-4は、これから記述する箇所と解釈します。 何故、計画期間を15年間(2030年度まで)と設定したのかを記述すると良いでしょう。 基準年、目標年の設定根拠の記述が抜けています。また、中長期目標の項を設け、検討・課題の記述があると良いでしょう。 7種の温室効果ガスの根拠が記載されておりません。背景・経緯などを記載すると分かりやすくなるでしょう。 各省、他自治体の計画書を参考にしてみてください。	御指摘の内容について2-2～2-4に記載しました。
46	7 目標達成に向けた取組	この二酸化炭素の排出抑制対策を具体的に示す必要があります。そこで、その方法として次のことを提案します。 二酸化炭素の排出抑制対策 ・「事務所・店舗」のエネルギー診断の実施 これを実行するには、「事務所・店舗」のエネルギー診断の実施要領を策定する必要があります。 そこで、地球温暖化防止活動推進員の全面活用を図ることを提案します。 要領の策定作業および「事務所・店舗」のエネルギー診断の実施をすべて地球温暖化防止活動推進員が実施します(もちろん行政からの要望という形を取る。そうでないとこの作業は進みません) 現在、地球温暖化防止活動推進員の内、10%(約30名)は、「事務所・店舗」のエネルギー診断の知識、経験を持っていると思います。 ぜひ、地球温暖化防止活動推進員の有効活用を図っていただき、CO2削減の実績につなげたいと思います。	御指摘の取組について、 7-2 店舗・事務所における取組 7-3 製造業における取組 7-4 運輸貨物における取組 の適切な箇所にそれぞれ ・省エネ診断の実施 を記載しました。 なお、国が無料で実施する省エネ診断の制度などがありますが、御提案の内容も含め、事業者の省エネ診断が促進される仕組みを検討していきます。
47	7 目標達成に向けた取組	計画素案の表現を見ていないのですが、素案抜粋の各主体の取組の文章が簡単すぎて、具体的作業が分からないものが多い。もう少し具体的にして、各取組の削減率可能範囲を付記したほうが宜しい。それにより削減目標の推定が可能になる。中小企業の事務所・店舗等、製造業、運輸貨物や家庭が目標の推定ができる程度に、具体的にされた方が宜しい。	各取組について簡易な文章を記載しています。 なお、削減量に寄与する取組・施策については参考資料に記載しました。

意見番号	項目	意見概要	対応案
48	7 目標達成に向けた取組	<p>計画素案の第2章には、2-1計画の位置づけとして、「千葉県環境基本計画」にもとづくとしてされています。</p> <p>この「千葉県環境基本計画」は、あくまでも「基本的」なもので、具体性はなく、第8章の「目標達成に向けた県の施策」で、具体性をもたせる必要がありますが、8-1～8-6においても全方位の考え方を示すのみで、何をいつまでにどこまでやるかの具体的な施策はほとんどありません。</p> <p>とくに二酸化炭素の排出量の大きい製造業(産業部門)に対する2030年に向けての削減シナリオも示されず、施策についても自主的な取組に対して支援する内容が多く、県の地球温暖化対策への強い思いの施策が見られません。</p> <p>地球温暖化対策に熱心な他の府県や県内の柏市などは、地球温暖化対策条例を制定され、「事業者削減計画書制度」や「建築物環境計画書制度」などを明確にしたりして取組を律しています。</p> <p>県ではかつて条例制定について県議会に上程され廃案になったと聞きますが、条例制定の検討や、条例を制定しない施策ならそれに代わる計画の具体化をして、県内市町村へのリーダーシップをとるべきと思います。</p>	<p>平成18年度に検討をしていた排出量報告制度導入を目的とした条例については、国で同等の制度が設けられたことから見送ったところですが、事業者の自主的な取組を促進するための仕組みについて、今後、更に拡充することを検討していきます。</p>
49	7 目標達成に向けた取組	<p>家庭、事務所・店舗等、製造業、運輸貨物、その他の事業者、市町村の役割などあらゆる部門の基本的・共通的に実施する取組みのトップを「省エネルギー」とする。</p> <p>一時「乾いた雑巾をさらに絞る」というような先進的な省エネをアピールしていたが、世界を見渡した現実には「省エネ」の反対の言わば「漏エネ大国」と呼ばれている。</p> <p>例えば、住宅やその他の建築物から冷暖房用の壮大な量のエネルギーが漏れている。何とか早い意識改革で、今のエネルギーを大切に使う千葉県にしたい。</p> <p>順番から言えば「省エネ」の次が再生エネなどの「創エネ」となる。</p>	<p>御指摘のとおり、地球温暖化対策の取組として省エネルギーの推進は極めて重要な取組です。</p> <p>各主体の取組は省エネルギーの取組や目標の達成に必要な項目(省エネルギー対策を含む)を先に記載しています。</p>
50	7 目標達成に向けた取組	<p>項目とともに取組内容が記してある。どれも欠くことが出来ない内容です。しかし、いつまでに、どう取組み、どれだけ排出ガスを削減するか、より具体的な指標を掲げて各主体に推進するかを提示し、削減実行することが目的である。</p> <p>2. 九都市宣言している近隣自治体とはかなり遅れており、千葉県の名を汚さないよう実績を出すこと。</p> <p>3. 経済的な手法を組み込みいれた策を提示して、目標達成することが使命である自覚をすること。</p>	<p>地球温暖化問題は、社会経済活動、地域社会、国民生活全般に関わることから、すべての主体が自主的かつ積極的に行動を起こすことが重要と考えています。</p> <p>県としても、各主体における意識の改革と行動の喚起につながるよう努めてまいります。</p>
51	7-1 家庭における取組	<p>家庭部門では、(1)②町づくり等による低炭素化で、「スマートコミュニティの構築や低炭素町づくりにより」とあるが、自治体がこれらを計画し、説明会を開催してくれるのは大変結構だが、それだけで多くの家庭が継続的に取り組んで呉れるとは思えず、ISOやEA21審査員等が取組家庭を訪問し、相談・指導しなければ殆ど実現しないと考える。</p> <p>同ページ(3)「エネルギー管理でコツコツ削減」も全く同じで、多くの家庭がたとえ実行したとしても、その年間数値把握にはISOやEA21審査員等の協力が必須であると考えている。</p> <p>事務所・店舗等、製造業、運輸貨物も同様である。</p>	<p>御指摘のとおり、スマートコミュニティや低炭素まちづくりについては地域住民の理解や意識の醸成、きめ細やかなフォロー等が大変重要です。</p> <p>そのため、取組の推進に当たっては、地球温暖化防止活動推進員や千葉県地球温暖化防止活動推進センター、地域協議会、環境マネジメントシステム関係団体などと連携しながら進めていく必要があると考えています。</p>
52	7-1 家庭における取組	<p>家庭部門においての設備投資に対するインセンティブが少ない、提示が遅い。</p> <p>計画において家庭部門に対するインセンティブを早期かつ具体化に提示すべき。</p> <p>理由を以下に述べる。</p> <p>家庭部門で、住居や家電の買い替えは簡単にはいかない。投資能力とインセンティブの相関から、ロングレンジで考えるべき。小生も10年以上前に、太陽光利用設備や高気密化住宅を導入したが、補助などは一切なかった。今は若干あるようであるが、いかにもその政策が遅い。家庭部門での設備投資は5～10年は最低かかるし、家のリフォームに至っては、その何倍も時間がかかる。よってインセンティブを早期に提示し、それを長期に行うことを約束したうえで、家庭での投資を促すべきと考える。</p> <p>残念ながら、本計画には、その意思が感じられない。</p>	<p>住居や家電は無理に買い替えを進めるのではなく、買い替えするべきときに、「賢い選択」をしていただくことが大切であると考えています。</p> <p>比較的長期の計画であることもあり、具体的な事業についての記載はしていませんが、賢い選択が行われるようなインセンティブについて、県でできる取組を進めていきます。</p>

意見番号	項目	意見概要	対応案
53	7-1 家庭における取組	<p>公共交通機関の利用に関して 一世帯自動車(2台以上)所有の場合は、利用日を規制する。原則として、一世帯の所有は一台とする(石油仕様車)。</p> <p>家庭のエコについて 冷暖房機の温度設定を自動制御機能つきにする。 暖房MAX20℃、冷房Min26℃を徹底できなければ</p> <p>その他 電車の冷暖房の設定温度を各機関に徹底させる。</p>	<p>自動車の所有に関する規制は困難ですが、こうした取組をまずは自主的に行っていただき、一人ひとりが変わっていくことで、社会全体でのライフスタイル転換につながると考えています。</p> <p>家庭のエアコンについては、温度管理の徹底や自動制御等によりエネルギー消費を削減していくことが大切であり、買い替え時に省エネラベル製品を購入するなど、賢い選択が必要と考えています。 なお、環境省では冷房温度を28℃にすることを推奨しています。</p>
54	7-1 家庭における取組	<p>エネルギーのムダ使いをしない様にもっと強調する。 例:昼行燈を散見するが看過できない。意識がたりない。 エネルギーの消費を削減すれば地球温暖化防止対策になることを知らしめる。</p>	<p>国は地球温暖化対策計画の策定にあわせ、今後「COOLCHICE」を旗印とした普及啓発の国民運動を進めていくとしており、こうした動きにあわせ、今後、省エネ・節電などの普及啓発をより一層進めていきます。</p>
55	7-1 家庭における取組	<p>家庭によって様々な対策があると思いますが、非常に多岐にわたる対策内容が明記されています。2030年迄期間が長いので、重点化(集中化)のロードマップ(2~3年単位)を示した方が集中しやすく効果が上がると思います。 尚、各市町村単位で優秀な家庭を紹介させ、表彰する(県民だよりに掲載)。調査項目は環境家計簿の様式の様式に統一する。</p>	<p>御指摘のとおり、家庭の対策についてもすぐに実行できるものと時間をかけて進めていくものがありますが、時間がかかるものについても今から検討していくことが必要であると考えています。 なお、県の施策は、毎年度の進捗把握を踏まえ、効果的な事業展開を検討していきます。</p>
56	7-1 家庭における取組	<p>レジ袋の削減 全て有料にする事。コストに入っていると思いますが見える化が必要です。</p> <p>長寿命製品の選択や製品の長期使用 メーカーの部品供給可能年数の延長を図る(現在家電は7年)。</p>	<p>御指摘のとおり、レジ袋の有料化は有効な手法のひとつですが、有料・無料に関わらず「レジ袋をもらわない」というライフスタイルに転換していくことが重要と考えています。</p> <p>洗濯機、扇風機、エアコンなどの家電は、製品の経年劣化による重大事故の発生リスクを注意喚起するため、国が定めた長期使用製品安全表示制度により、「設計上の標準使用期間」を定め表示しています。 補修用性能部品の保有年数については、各業界で、標準使用期間などを考慮して品目ごとに定められているものです。</p>
57		<p>レジ袋の使用削減 現在、スーパーやホームセンター、コンビニ等あらゆるお店でレジ袋を削減していく取組を行っているようですが、まだまだ消費者側はレジバッグの持参や断ったりする行いが充分とは言えないと思う。お店側で有料にして頂いたり、更に削減を強化しなければまだまだ削減していくには遠いものだと感じる。レジ袋を断るとポイントをもらえるという特典がありますが、無料でもらうことに対しては反対で有料にしてもいいと思う。そのくらいの強化をしてもいいと私は思う。</p>	
58	7-1 家庭における取組	<p>「県民一人ひとりのライフスタイルを見直す取組みや、環境に配慮した事業活動等、積極的に進めていくことが求められています。」 について、 各分野で、◆自主的な行動計画の策定と取組 が重要で、計画と行動そして検証、PDCAサイクルを回すことが基本だと思います。 そこで、まだ自主的な行動計画を立てたことのない人、無い企業の人たちにどうすれば取組んでもらえるのか、ココが大きなポイントだと私は感じています。 計画素案の考え方は、とてもいいと思います。その考え方をどうやって計画実行してもらうのかという、一歩踏み込んだ計画が必要ではないでしょうか。 コツコツやるしかないといえばそれまでですが、各個人、各企業の現状把握と目標の明確化が急務だと思います。 個人的には、環境家計簿をつけ毎年10%の削減をめざして取り組んでいます。 NHKのためしてがっつんの”測るだけダイエット”ではありませんが、記録をつけることだけで、減っていきます。まさに、各個人が日々の生活の中で意識するかしないかの問題です。</p>	<p>御指摘のとおり、県民や企業が取組を自主的に進めていただくことが大切です。温暖化対策に関心を持ち、自主的な行動に取り組むきっかけとなるよう、県としてできる取組を進めてまいります。</p>

意見番号	項目	意見概要	対応案
59	7-1 家庭における取組	フロン類と温暖化の説明を詳細・具体的に	「フロン類の排出を抑制する取組」に特定フロンなどの説明を記載しています。 また、フロン類を含むCO2以外の温室効果ガスの排出源について「2-4 基本的事項」に記載しました。
60	7-1 家庭における取組	7-4に相当するが、本文には何も記載は全くない。残念です。 食品のみならず輸入に係わる運送(航空便・貨物便)など燃料は触れていない。 「バーチャルウォーター」 何故全く記載がないのかが不可解です。我が国の食料の自給率は極めて低い、またその食品と同等の食品廃棄物がある。其に係わることは単に輸送費にとどまらず食品の無駄の千葉県挙げて減少の具体的な減少対策を同時に考慮する必要があるのでは無いでしょうか。 この件は、千葉県だけの問題ではありません。国としても重要検討課題と考えますが如何でしょうか。 是非、何らかの検討案を挿入して頂きたい。	御指摘の取組は、食品などを輸入品から地域の品に転換する消費者の取組であり、「7-1 家庭における取組」で地産地消を推進する取組として記載しています。 また、県では「ちば食べきりエコ」など、廃棄物を削減する3Rの推進の取組を進めており、「8 目標達成に向けた県の施策」にも記載しています。 なお、バーチャルウォーターの概念はCO2削減と直接的に関連しないことから、本計画には記載しないこととします。
61	7-1 家庭における取組	計画素案の第7章として、「目標達成に向けた取組」として、7-1家庭における取組、7-2事務所・店舗等における取組、7-3製造業における取組、7-4運輸貨物における取組、7-5その他の事業者の取組、7-6市町村の役割と取組についての計画は記述されていますが、多くのNPOなどの市民活動団体や県内に存在する8つの地球温暖化対策地域協議会の役割や取組については記述がなく、それらも計画に入れるべきだと思います。 地球温暖化対策は、家庭をはじめ各主体の自主的な取組も大切ですが、その取組の啓発や環境教育があつてこそ成果が大きく発揮されますが、それらについての取組については計画に記述がありません。 前記7-1～7-6の計画の中には、「市民活動団体への参加、市民活動団体との連携、協力」は、随所にあります。市民活動団体や地球温暖化対策地域協議会は、これまでも熱心に活動してきていますが、それらのこれからの役割や取組も期待を込めて計画に入れて欲しいと思います。	市民活動団体の役割について「7-1家庭における取組」に文章を記載しました。 また、地域協議会については「7-4市町村の役割・取組」に地域協議会との連携について記載しています。 「市民活動団体は、自らの活動を通じて、県民への活動意欲を促進したり、支援することが求められます。」
62	7-1 家庭における取組	・再生可能エネルギーを中心とした電力小売り事業者からの電気の購入 *意見 ・上記の下線部分は書きすぎではないか。 ・行政が一般市民に従来の9電力会社から小売り事業者へ乗り換えることを呼びかけた表現になっている。 ・目標年2030年度を考えると、電源構成はもっと多様化して再生可能エネルギーだけがエコ電源とはならないのではないか。それにもともと日本全体の電源を再生可能エネルギーだけで賅うことは不可能ではない	使用している電力がどのような電源構成であるかを認識し、低炭素な電源を「賢く選択」することも地球温暖化対策のひとつとなることから取組として記載しています。 低炭素の電力に対する需要が増えれば、供給側にも低炭素な電源へシフトする誘因となり、国が示したエネルギーミックスの実現につながるものと考えています。
63	7-1 家庭における取組	国の2030年への目標は我が県でも強力に推進する必要があります。各部門への参加協力を要請してください。 特に家庭における取組は、推進員始め各種NPOや任意団体にも働きかけを要請してください。 「家庭エコ診断」や「うちエコ診断」をもっと推進するよう旗をふっていただきたい。	県としてもあらゆる主体に対して温暖化対策の啓発に努めてまいります。 また、家庭のエネルギー診断が促進されるよう、「我が家のコソコソスマート宣言」による普及啓発などにより、今後も施策を進めていきます。
64	7-1 家庭における取組	家庭エコ診断の実施 省エネ「行動」は「気付き」から。 家庭における取組で自身の経験(10年以上)から一番省エネの行動につながったのは、エネルギーを使うことでCO2が発生するのに気付いた「家庭エコ診断」(環境家計簿)です。是非この取組に重点を置いてください。	

意見番号	項目	意見概要	対応案
65	7-1 家庭における取組	<p>住宅部門のエネルギー使用量は、世帯数の増加(人口は減っているが)や機器使用の増加などライフスタイルの変化が大きく影響し増加している。素案にはその他のこの分野における省エネ促進の取り組みが記載されているが、家庭での消費量で多く占める暖冷房費は機器の使用に委ねています。</p> <p>基本的には健康で楽しみながら省エネするには、住宅内居室の温湿度が適切でなければならない、省エネ法では基準値裏付けとなる地域ごとの数値が設定されているが、一般市民にはピンと来ない。よって、西欧諸国では一般化されている居室の適切温度設定が義務化されている。例えば冬は16℃以下は罰金が課せられる……。</p> <p>我が国においては建築物(オフィスビル等)では、昭和45年10月12日政令304号(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)では、17℃以上28℃以内と明記されている。これを住宅でも運用し義務化することで多くの省エネ量を得ることができる。市民に一目でわかる適切な目標室温を提示すべきだ。住宅建設時におおよそ800万円の材工費が加算されるが約30年で元が取れる、いわゆる、電気や石油エネルギーに投資するのか又は建築費に一時投資するのかの考え方によるだけだと考察する。</p> <p>設定された室温にするための住宅の高断熱・高気密化の手法が現在では確立されている、又計算による検証も容易にできる、是非適切な室温設定値を明記すべし。</p>	<p>子どもや高齢者のいる世帯もあり、また、冷暖房器具も世帯によって異なりますので、一律に目標室温を示すことは適切でないと考えます。</p> <p>なお、環境省では、「クールビズ」「ウォームビズ」として、家庭においても冷房時の室温は28℃、暖房時は20℃以下とすることを推奨しています。</p>
66	7-1 家庭における取組	<p>・温室効果ガスの削減に県民・事業者等が取組むことが必要であることは異存ないが、削減の取組にはハード対策とソフト対策の両輪を動かさねばならない。</p> <p>・特にハード対策では、省エネ法に基づく各種施策が今後も実施されると思われるが、特に2020年に省エネ基準適合住宅の義務化が施行されるため、県民への周知は今からでも行う必要がある。コラムでも良いので省エネ法の施策の説明を入れるべきではないか。</p>	<p>家庭の取組についてコラムで記載しました。また、今後のパンフレット等で具体的な取組について記載する予定です。</p>
67	7-1 家庭における取組	<p>目標では、「家庭系ごみの排出量を、2013年度比 15%削減」と記載されている。</p> <p>一方、取組では、「長寿命製品…」「3Rの推進」「マイボトル持参…」「ゴミ排出ルールの遵守」等が記載されているが、「15%削減」との定量的な関連は有るのか？ご説明願いたい。</p> <p>地球温暖化に関心のある人と思われそうですが、「パリ会議」のあと、今後、我々は、具体的に、何を、どの様にすれば、良いのか？という様な質問も有る。</p> <p>「15%削減のため、一般家庭で出来る定量的、かつ具体的な目標、方策についてご説明戴きたい。</p>	<p>ごみ排出量の目標は、計画書記載の取組から削減量を見積り算定したものではありません。千葉県廃棄物処理計画の目標と整合を図り算定しており、取組と削減量とに定量的な関連はありません。</p> <p>世帯構成等により、取組むべき内容が変わることもあり、定量的にお示しすることは困難ですが、今後作成するパンフレット等で家庭の取組について具体的に記載する予定です。</p>
68	7-1 家庭における取組	<p>県民が自ら取組め、効果が高くかつ実感できる取組みをトップランナー的に扱い、14行目の「◆低炭素なライフスタイル」と35行目の「◆省エネ住宅・設備」を入れ替える。</p> <p>住宅そのものの省エネ化は、新築と既築があるが、ZEHに目を奪われることなく、大多数の既築住宅の省エネ化を地域工務店とともに目指したい。</p> <p>場合によっては県民自身の工夫で住まいの省エネ化は進められる。</p> <p>6月に全国地球温暖化防止活動推進センター(JCOCA)から発行された、「クールチョイス！節エネガイド2016」※の「低炭素製品への買換え」では、そのトップに「住まいを賢く選ぼう」とあり、毎日の生活に密着し重要とある。</p> <p>中でも「我慢の省エネ」から脱皮した本流の「住まいの省エネ化」は、健康面向上に大きく寄与することが明確になっており、健康寿命を確保する高齢社会とベストマッチする。</p> <p>他の参考資料として、「スマートライフジャパン推進フォーラム」発行の「2016年度版 スマートライフおすすめBOOK」の「家庭部門での取組み」としそのトップに「住宅の省エネ」があり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅における省エネ基準への適合 ・既存住宅の断熱改修の推進 ・ZEHの拡大(2020年で新築住宅の半数以上)とあります。 	<p>住宅の低炭素化の効果が高いことは御指摘のとおりですが、家庭においては、まずは一人ひとりの行動様式を変革することが大切であると考えています。</p>

意見番号	項目	意見概要	対応案
69	7-1 家庭における取組	<p>国においては、・・・「クールチョイス[賢い選択]」を推進する国民運動を展開しています。とありますが、COOL CHOICEのロゴマークをどこかに入れたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。</p> <p>まだまだ浸透していない言葉であるため、国民全体として周知されていないと思います。「家庭の省エネ診断」をした際に質問してみると、ほとんどのの方が「はじめて聞いた」とお話しされていることを知りました。</p>	COOL CHOICEロゴマークを御提案の箇所に記載しました。
70	7-1 家庭における取組	<p>◆省エネ住宅・設備【37ページ、35行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電や太陽熱利用システムの設置【38ページ、11行】 ・高効率給湯器や高効率照明の導入【38ページ、13行】 ・次世代自動車や低公害・低燃費車などの選択【38ページ、14行】 ・HEMSの設置【38ページ、15行】 <p>「事業説明」に賛同致します。</p> <p>理由 温室効果ガス排出削減において、家庭における取組みは重要であり、具体的な行動様式が示されており、理解しやすい内容であると思います。</p> <p>また、平成27年3月に改定された、千葉県環境基本計画【改訂版】の第3編施策の展開方法、第1章地球温暖化防止に取り組む、第1節温室効果ガスの排出量削減の項目で、26ページに記載の「◎みんなの行動指針」「県民(家庭)」に沿っている内容で、温室効果ガスの排出削減のために、有効であると考えます。</p>	御指摘のとおり、温室効果ガス排出削減において家庭の取組は重要であり、計画記載の取組が進むよう県としてできることを進めていきます。
71	7-2 事務所・店舗等における取組	<p>自主的な行動計画等の策定と取組の推進</p> <p>24h営業の廃止や年末・年始の休業を義務付ける。</p>	一律に行動を義務付けたり、一定の行為を禁止することも一つの方法ではありませんが、まずは自らの事業活動を振り返り、自発的に取り組んでいただくことを期待しています。
72	7-2 事務所・店舗等における取組	<p><3Rの推進>に「食品ロスの撲滅」を入れてください！</p> <p>食品関連事業者に関しては、「食品ロス」を減らす具体的な手法をとる必要がある。</p> <p>例えば、スーパーや小売店で、売れ残りを防ぐため、お客に賞味期限が近い品物を、「食品ロスを防ぐため、これをご利用ください。」との表示と共に割引をするなどの工夫。</p> <p>(理由)良く割引表示はあるが、買う人は気恥ずかしい。「食品ロス」撲滅のためと表示すれば、多くの賛同が得られ売れ残りが減少するのではないのでしょうか。</p> <p>なお、「食品ロスの低減」は循環型社会の推進の中でも、家庭、事業者、行政の指導のいずれにも重要な活動であるはずで。</p>	<p>食品を含め、廃棄される商品を減らす小売業全般の取組として、以下を記載しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品の計画的な仕入れや売り切り等による無駄の削減 <p>また、食品ロス撲滅のための具体的な取組の御提案については、食品ロス低減対策の一つとして今後の参考とさせていただきます。</p>

意見番号	項目	意見概要	対応案
73	7-2 事務所・店舗における取組	<p>省エネ等の対策を進めることによる排出量削減効果は、他の分野より高いと見込まれます。【41ページ、6行】</p> <p>再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備への買い替え、エコドライブやごみの減量などに積極的に取り組んでいくことが重要です。【41ページ、10行】</p> <p>◆二酸化炭素の排出抑制対策【41ページ、14行】</p> <p>照明のLED化や高効率空調などの導入【41ページ、18行】</p> <p>ビルのエネルギー管理システム(BEMS)を導入しエネルギー消費量を管理する【41ページ、20行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明センサーや高効率空調などの省エネルギー機器の導入【41ページ、28行】 ・高効率給湯器の導入【41ページ、29行】 ・環境負荷のより少ない燃料の使用【41ページ、31行】 ・次世代自動車や低公害・低燃費車などの選択【41ページ、32行】 ・BEMSの導入【41ページ、33行】 <p>「事業説明」に賛同いたします。また、さらに取組みの効果を上げるために、「コージェネレーションシステムの導入検討」を追加することを提案いたします。</p> <p>理由 民間事業者において高効率型機器・設備、エネルギー管理システム等の導入を進めることにより、温室効果ガスの削減に効果があると考えます。併せて、老朽化した設備の早期のリプレースを推奨することも有効と考えます。</p> <p>また、「7-3 製造業における取組」に記載の通り、コージェネレーションシステムの導入など、エネルギーの有効利用によりエネルギー消費量を削減する取組みも進められていることより、事務所・店舗における取組においても、コージェネレーションシステムの導入検討は、有効であると考えます。</p>	取組項目に「コージェネレーションシステムの導入」を記載しました。
74	7-3 製造業における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業の取組は、経団連の「低炭素社会実行計画」に委ねているが、県民にも製造業種も努力していることを周知する意味で、その概要を簡単にコラムで説明すべきではないか。 	低炭素社会実行計画についてコラムで記載しました。
75	7-6 市町村の役割と取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆再生可能エネルギー導入・省エネルギーの推進に向けたまちづくり【54ページ、3行】 ・地域における再生可能エネルギーの導入促進、関連事業活動の支援【54ページ、12行】 ・コージェネレーションシステムや地域冷暖房等の導入促進【54ページ、13行】 ・次世代自動車等の導入【54ページ、15行】 <p>「事業説明」に賛同致します。</p> <p>理由 市町村が事業者にも率先して行動することによって温室効果ガスの削減が進むものと考えます。</p>	地球温暖化対策に基礎自治体が果たす役割は大変大きいと考えており、今後も市町村と連携しながら地球温暖化対策を推進していきます。
76	8 目標達成に向けた県の施策	<p>今県として取り組むべき最重要課題は、再生可能エネルギーの地産・地消の推進です。最先端技術を駆使し、県で採取できる再生可能エネルギー資源を有効に利用することにより、温室効果ガス排出量を減少させ、同時に県の経済活性化をはかる取組を進めることこそ政策の最優先項目です。私は今、20年余の伝統を誇り、先人達が県の環境問題と民間・行政・産業・大学のパートナーシップ”によって取り組み、大きな成果を残された「環境シンポジウム千葉会議」のメンバーの一員として、その再構築と、有効活用へ向けて懸命に努力しています。会の現在目標とするところは、やはり年々拡大しているリスク、地球温暖化防止対策です。四者の緊密な連携の下に、学習し、県産再生可能エネルギーを開発生産し、効率よく利用する。また、会の主催による県民のためのシンポジウムを県内各地で開催し、県民の意識の向上をはかり、全県一体となって対策推進を目指します。</p> <p>県行政におかれても、四者のパートナーシップの下、温暖化防止対策が推進できるよう御高配いただき、今回の実行計画の柱としていただきたくお願いいたします。</p>	「再生可能エネルギー等の活用」を県施策の基本的な方向性の一つに位置付けており、今後も再生可能エネルギーの導入を推進していきます。

意見番号	項目	意見概要	対応案
77	8目標達成に向けた県の施策	具体的なことが見えてきません。各主体の4部門が、費用まで含めて、もどこまで対応して頂けるのかわかりません。これでは各部門、特に家庭部門は動かないと思います。	地球温暖化対策はあらゆる主体が自主的に取組を進めていくことが重要であり、温暖化対策に関心を持ち、自主的な行動に取り組むきっかけとなるよう、県としてできる取組を進めていきます。
78	8目標達成に向けた県の施策	普及啓発をどのように進めるのか、具体的方策が見当たりません。即ち、PDCAのDを誰がどのように行うのか。従来の計画でもこの点が不明確なため肝心の県民に十分に伝わっていないのを実感しています。 また、推進に当たって発生する費用の裏付けも必要です。予算の計上に当たっては県としてどのような位置づけにするか、県の取り組み姿勢の一面を示すことにもなります。 具体的提案 1) “県民だより”には毎回地球温暖化関係の欄を設けてPRする 2) 市町村への働きかけを密にし、とくに成果の情報を求める 3) 予算を従来よりも大幅に増やす 4) エネルギー消費情報提供義務の条例をつくる 以上、長年地球温暖化防止活動推進員として、また地域のアドバイザーとして、末端で普及啓発活動をしてきた実感にもとづいた率直な意見です。	比較的長期の計画のため予算の裏付けを保証できないこともあり、具体的な事業については記載していません。 それぞれの主体が取組を進めていくことが重要であり、そのための普及啓発を含め、県としてできることを今後も検討していきます。
79	8目標達成に向けた県の施策	家庭に関する項目や、地域、市町村への導入支援策等について、具体的に県として、どのような方法で実施するのか知りたい。	
80	8目標達成に向けた県の施策	持続可能な千葉県を創るためには、衣食住の特に住に当る「都市像」をはっきりとさせるべきではないでしょうか。具体的には、コンパクトシティを求める動きを推進するべきではないでしょうか。イギリスを例にとると、「アーバンネサンス政策」と称して5つの目的を掲げ、コンパクトシティの具体的な姿を提示してそれぞれの地方自治体のビジョンとなっています。その内容は①持続可能な都市の実現②都市機能の増進③都市資産の最大化④投資の促進⑤アーバンネサンスの支援となっております。(学芸出版社コンパクトシティ 持続可能な社会の都市像を求めて 海道清信著より抜粋) 地球温暖化という大きな困難に千葉県民も否応なく直面するも、しかも尚夢の溢れる社会を創造するために県政が戦略を立てて、住民の願望を賢明にリードされるよう、強く期待します。	御指摘のとおり、持続可能な社会の実現にはコンパクトシティをはじめとする低炭素社会の実現が大変重要です。 コンパクトシティに関連した取組は「7 目標達成に向けた取組 7-6 市町村の役割・取組」及び「8-4 地球温暖化対策に資する地域環境の整備・改善」に記載しており、今後もこれらの取組を一層推進していきます。
81	8目標達成に向けた県の施策	名称の訂正 ・千葉県地球温暖化防止推進センター→千葉県地球温暖化防止活動推進センター ・地球温暖化防止活動推進員→千葉県地球温暖化防止活動推進員	御指摘のとおり修正しました。
82	8目標達成に向けた県の施策	千葉県として温室効果ガス排出量低減に関して、 ①ドイツ(Industrie 4.0 Platform)、米国(Industrial Internet Consortium)、フランス(I' Industrie du futur/Aliance Industrie du Futur)、中国(中国製造2025)という様なIoT/M2Mを駆使し全市町村に対し、産業/家庭/業務/運輸他への声掛け。 政府が推進しないならば、千葉県Industry4.0を推進してもよいのではないのでしょうか。 ②全市町村への声掛けのみならず、政府拠出金(ドイツ:280億円、米国:250億円、フランス、1,000億円、中国:7,500億円)を申請し、履行できる環境づくりを推進する。 ③千葉県は、町内会を基本ブロックとしたBase Reference Blockを県予算で構築し、更に、全市町村の規模に柔軟に対応できるBuilding Block手法を確立して、履行されることを期待いたします。 ④当該システムで集められたBigDataは、温暖化対策推進班で解析されるとよいと思います。	IOT/M2Mは環境と経済を統合的に向上させるために大切な技術であり、これらを活用した温暖化対策について、県としてできる取組を進めていきます。 また、地域での再生可能エネルギー導入やスマートコミュニティ構築に関する調査支援などにより、市町村と連携しながら地域の地球温暖化対策に取り組んでいきます。

意見番号	項目	意見概要	対応案
83	8 目標達成に向けた県の施策	1. 年度ごとに重点施策を決めて、各年度の優先項目から順次遂行する実施施策案を県民に公開して理解を得て進めること。その結果を順次公表する。 2. 8-6 横断的施策その他 (69ページ 18~20行) 地球温暖化防止活動推進員を支援するとあるが、現状では推進する技能向上や普及啓発、広報活動、情報提供などの支援体制が弱い。県内には推進員数は多いけれど活用は出来ているとは思えない。地域市町との連携が弱く、地域活動が円滑に行えるような支援ではない。特に東葛地域から遠くて参加は遠のく、都心に出る機会が多くより確実な情報が得られる。	地球温暖化対策は、全ての主体が参加することが重要であり、そのためには、重点施策や優先項目を一律に決めることについては、慎重に考えています。 地球温暖化防止活動推進員については、必要な情報の提供に今後も努めていきます。
84	8-1 施策の基本的な方向性	・(1)~(4)の県としての施策の方向性について、具体的にはp59~71で説明してあることも理解しているが、これら施策・対策が「いつ実施に移されるのか」2030年までのロードマップが欲しい。	計画に記載した取組は全て現時点(計画策定時)で取組を進めているもの、取組を開始するものです。 また、各取組や事業の具体的な工程については、2030年までの予算的な裏付けをすることが難しいこともあり、PDCAサイクルの中で毎年度検討していきます。
85	8-2 再生可能エネルギー等の活用	現在の様に都市ガスや石炭等、化石燃料から製造する水素でつくる水素社会はNG。 下水処理場や家畜のふんなどから製造する水素で作る水素社会ならGood。	御指摘のとおり、再生可能エネルギー由来の水素など、製造段階でCO2を発生させないことが重要であり、今後の技術革新等により、そうした水素製造がされていくものと期待しています。
86	8-2 再生可能エネルギー等の活用	県民に対し、生活の利便性や質を落としてCO2を削減していくことは現実的ではなく期待できないと感じています。CO2削減の過度な負担を感じることなく実行できる方策を県民に示し、それに向け導いてゆくことが必要かと思えます。 千葉県は、水素社会の構築に向けた取り組みができるある程度の基盤・技術があると思えます。ぜひとも水素社会の構築に向け、全国に先駆け誇れる取り組み・仕組みの構築をお願いしたいです。	御指摘のとおり、県民が過度な負担を感じないよう取組を進めていくことが重要と考えています。 水素社会の構築については、現在、実現に向け国を挙げて技術革新等の取組が進められているところであり、県としてもできる取組を進めていきます。
87	8-2 再生可能エネルギー等の活用	○水素社会の構築に向けた取組の推進【60ページ、12行】 エネファーム(家庭用燃料電池)についても導入を促進し、全世帯の1割(およそ25万台)で導入されることを目指します。【60ページ、24・25行】 ・次世代自動車の普及促進【60ページ、27行】 ・エネファームの導入促進【60ページ、28行】 ・水素利活用に向けた調査研究等【60ページ、29行】 「事業説明」に賛同致します。 理由 ・平成28年3月22日付経済産業省が公表した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」において、「家庭用燃料電池(エネファーム)について、早期に市場を自立化し、2020年に140万台、2030年に530万台普及させる。」と明記されており、国が定めた普及目標の達成に向けて、普及台数を増加させる取組みであるため。 また、【60ページ、24・25行】に記載されている、「エネファーム(家庭用燃料電池)についても導入を促進し、全世帯の1割(25万台)で導入されることを目指します。」は、千葉県内における普及目標が明記されており、理解しやすいと思えます。	水素社会の構築に向け、燃料電池自動車の普及や家庭用燃料電池の普及など、計画に記載した取組について一層推進していきます。
88	8-3 省エネルギーの促進	家庭に於いての取組は細心の努力に努めている。事業者(企業)に対しての要求として ・ビニールハウスでの季節外の商品の栽培の高い値段と高いエネルギー消費の現実。 ・自販機の制限なく多い事。 ・24時間営業店舗は縮小すべき。 ・コンビニ・スーパーの時間による賞味期限廃棄によるムダ ・宅配便の再々、再再度配達によるムダ ・JR本八幡から高塚・大町51号線の大渋滞の毎日でエネルギーのムダと排出ガスの大量化、早く解決を望む。(市川消防署の前にある南北の道路が工事中だが・・・東菅野～市川インターへの道路)	季節外の商品や自販機の設置、24時間営業店舗縮小、賞味期限切れの廃棄など、については、まずは県民のライフスタイルを転換するための普及啓発を進めることが必要と考えており、国の国民運動「COOLCHOICE」などとあわせ、ライフスタイルの転換の普及啓発を推進していきます。 宅配便の再配達等のムダの削減については、業界を挙げて取り組んでいるところですが、 また、「8-4 温暖化対策に資する地域環境の整備・改善」で交通流の円滑化については記載しており、これらの取組を進めていきます。

意見番号	項目	意見概要	対応案
89	8-3 省エネルギーの促進	事業所への取組み 自主的な取組みとなっているが、従来の様に効果が薄いと思う。他県でも実施しているところもある様に、行動計画書を作成させ、対策の具体例を提出し、毎年結果報告(削減量)書提出を義務付ける。 尚、優秀な事業所を表彰し、公表するとよい(県民だより) 製造業の取組み 千葉県は製造部門のウェイトが非常に高く、国には削減量を報告されているようですが、千葉県にも同一(コピー)を提出させて早く実態をつかむ、又千葉県にある製造工場のみを報告してもらう。	行動計画書や結果報告書の提出を義務付けることも方法論のひとつですが、一定の事業所には国が排出量の報告を制度化しており、さらに重ねて報告を義務付けることによる効果については、慎重に見極めるべきことと考えています。 なお、自主的な取組を促進するための施策について「8-3 省エネルギーの促進」に記載しています。
90	8-3 省エネルギーの促進	○家庭用の取組促進【62ページ、3行】 ・エネファームなど省エネルギー設備の導入促進【62ページ、17行】 ・県営住宅における省エネルギー設備の導入促進【62ページ、18行】 「事業説明」に賛同致します。 理由 ・平成28年3月22日付経済産業省が公表した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」において、「家庭用燃料電池(エネファーム)について、早期に市場を自立化し、2020年に140万台、2030年に530万台普及させる。」と明記されており、国が定めた普及目標の達成に向けて、普及台数を増加させる取組みであり、具体的な省エネルギー手段が示されており、国の施策とも合致するため。 また、住宅の省エネルギー設備の導入を促進するため、「住宅用省エネルギー設備等導入促進事業は、非常に有効であるため、次年度以降も事業の継続が重要であると考えます。	エネファームを含め、家庭における省エネルギー設備の導入促進について、計画に記載した取組を今後も一層推進していきます。
91	8-3 省エネルギーの促進	・長期優良住宅と省エネ基準適合住宅との違いは何か ・家庭の取組としては、2020年以降は新築住宅は省エネ基準適合住宅が義務付けられる。	長期優良住宅は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じた住宅(『長期優良住宅』)の計画を認定する制度により、認定を受けた住宅です。省エネ基準適合住宅は、省エネ法で規定される基準に適合した住宅です。
92	8-3 省エネルギーの促進	・燃料電池自動車、電気自動車などを「次世代自動車」と定義し、低公害車・低燃費自動車と区別しているが、 「2030年度の県内の新車登録数のおおよそ6割が次世代自動車に」は、燃料電池自動車、電気自動車のみで約6割を占めると理解してよろしいか	次世代自動車は「ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車、電気自動車、燃料電池自動車」と定義されており、全てをあわせた数字となります。
93	8-4 温暖化対策に資する地域環境の整備・改善	ヒートアイランド対策 提示された資料を根拠とすることはできないが、近年、熱帯夜が増え、しかも数日続くことが少なくない。この原因を特定することはできないが、地域の温暖化とエアコンの利用によるCO2排出量の増大の悪循環が一端となっていると想定できる。この抑制と緩和対策として、大規模集客施設の駐車場の規制を提案する。 現在の法制では駐車場の舗装材質や工事方法の規制は各自治体ごとの基準に拠っていると思われるが、一定面積以上の駐車場については舗装材を浸透性のものとし、浸透ますの設置を義務化させることを県が条例で規制する。 このことは、近年多発する集中豪雨の際に薄いが地中への浸透より多量に急速に地表へ流出し、床上や農地への被害を増大させている状況からも緊急に規制が必要と考える。	雨水浸透ます等の効果については、浸透した、あるいは貯留された水の一部が蒸発することでヒートアイランド現象の緩和に資する場合があるといった、副次的な作用であることから、御提案の雨水浸透の促進につきましては、まずは雨水流出対策や水循環の観点からの取組を推進していきます。
94	8-4 温暖化対策に資する地域環境の整備・改善	温暖化防止対策というより美しい千葉県の田園風景を維持するために「8 目標達成に向けた県の施策」の「横断的施策その他」に下記を追加しては如何でしょうか?と申しました。 ○緑化推進ボランティア団体支援 ○休耕地の削減支援、公共空き地の花壇化支援	森林や里山の保全について、千葉県里山条例などにより市民活動団体等の活動を支援していきます。 「8-4温暖化対策に資する地域環境の整備・改善」の施策「森林整備・保全対策」のなかで「企業や市民活動団体による森林整備・保全活動を促進します」と記載しています。

意見番号	項目	意見概要	対応案
95	8-6 横断的施策その他	ゴミの分別は定着したと思いますが、少し慣れが出てきているようです。高齢者は面倒だと言う人もいます。ゴミの分別と、環境汚染とが結びついていない人も多いためです。小さい子供を持ったお母さんは環境の講座も行けないでしょう。小中高生の子供たちに環境教育を進めてほしいです。子供や孫の話には耳を傾けるでしょう。	御指摘のとおり、県の将来を担う子供たちに対し、ゴミ問題を含め環境への意識を醸成していくことは極めて重要なことと考えています。 県では、教育庁と連携し、小・中・高等・特別支援学校で環境教育を指導する教員を対象として、指導内容や方法について研修する等により、各校において環境教育が実践されるよう推進しており、今後も環境教育を一層推進するための取組を進めていきます。
96	8-6 横断的施策その他	・千葉県地球温暖化防止活動推進センターが温対法に基づき県が指定した機関であり、本計画で、県はセンターを活用し、京都議定書の当初の地球温暖化知識の普及啓発から、パリ協定を受けた温暖化対策の進め方が変わったが、県として新たに何を推進したいのかを明確にした方が良いと考える。	地球温暖化対策推進法では、地域地球温暖化防止活動推進センターは、「啓発活動や広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員や地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間団体の活動を助ける等の事業を行う」と規定されています。 こうしたセンターの特性を踏まえ、県と連携してできることについて今後検討していきます。
97	8-6 横断的施策その他	普及啓発のためには、さまざまな主体の意識改革、行動が求められているため、産官学市民すべての立場から、一緒に問題解決に向けて取り組むためのテーブル、話し合いの場が必要であると思います。	国の啓発活動にあわせ、普及啓発について県としてできることを検討していきます。
98	8-6 横断的施策その他	県自らの取組 この計画には再生エネルギーによる発電について触れていないが、平成30年における電源構成24%達成への取組が不明です。県は国の方向を待つだけでなく、県の独自方策も検討すべきです。 各地にある県有地や施設、特に県立学校に太陽光発電施設を整備する その財源は、ふるさと納税制度の寄付目的に教育振興、人材育成を加え、寄付金は納税者が学校を指定できることにすれば、母校への寄付が法的に可能となります。学校は地震など災害の避難所となっていることが多いので、蓄電施設を設置することで、不安定とされる太陽光発電の安定化が期待できます。	県を含む公共施設への再生可能エネルギー導入についてはこれまでも進めてきたところであり、国の補助金を活用し、平成25年～27年の3年間で蓄電池とあわせて施設へ導入してきたところです。 今後も県を含む公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めていきます。 なお、千葉県へのふるさと納税は、あらかじめ使途を特定しておらず、使途を指定することができる制度となっています。
99	9-1 気候変動への適応	「既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応」も同時に進めていかなくてはなりません。」と記載しているため、既に気温上昇も確認され、熱中症患者も出ており、国の適応計画も出ている状況では、「県として方向性を取りまとめ、施策の検討を進める」のでは余りにも遅すぎる。 ・直ちに実施できる施策と、中長期的な視点から取り組むべき施策に分けて進めるべきである。	熱中症への対応など、気候変動の影響が否かに関わらず、現在起きている現象に対する対応は既に進められています。 基本的には、そのような事業や施策について、今後予想される気温上昇(気候変動)の影響(懸念)を考慮し、今後の方向性や対応を検討していくこととなります。
100	9-2 気候変動による影響の将来予測	・影響について、RCP8.5シナリオの将来予測結果で説明しているが、今世界が目指している温暖化抑制の目標はRCP2.6シナリオである。(海面上昇のみRCP2.6シナリオの予測が出ているが) ・RCP8.5シナリオの最悪の予測を示すことも必要だが、目指すRCP2.6シナリオの予測で、ここまで影響を抑えられることを示すべき。 ・RCP2.6や8.5の数値が何を示すのか、県民が理解できる簡単な説明コラムが必要。	今後、各国が対策を講じ、かつ、今以上の目標を今後提出することを前提として、はじめてRCP4.5や2.6のシナリオが現実的なものとなります。 なお、都道府県別のデータがRCP8.5シナリオ以外に公表されていないため、同シナリオの予測値を記載しています。 RCPシナリオについては、「1-3 地球温暖化対策の動向」で数値の意味を含め説明を記載しています。
101	9-3 適応の進め方	「社会システムや自然システムの強靭性」の表現は、何を言っているのか分からない。県民等が理解でき、イメージできるような説明に代えるべきだ。	平易な言葉に変えると「社会・自然がしなやかで粘り強い構造・体系となること」になりますが、具体的な施策について記載できる段階ではなく抽象的な概念としての記載なので原案のままとします。
102	9-3 適応の進め方	・温暖化の影響が異常気象の形で出ているのであれば、「県民自らが自らの防御・備えのための情報提供」は、すぐにでもできる対策であり、情報提供体制の整備を望む。	国が自治体ごとに活用できる情報を集約した「気候変動情報プラットフォーム」を整備し、自治体向けの計画策定ガイドラインを策定する予定であり、これらの情報を活用しながら、今後取組を進めていきます。
103	9適応策	P77L18 (6)健康・生活その他は(7)健康・生活その他ではないか	御指摘のとおり修正しました。

意見番号	項目	意見概要	対応案
104	9 適応策	<p>1. 国の適応に向けた取組が漸く始まった。千葉県では今後、適応策について計画的に取り組んでいきます。将来の予測や被害やリスクに対する緊急性、重大性などの評価を整理し、検討すべき項目の優先度などを判断していきます。気候変動の影響は現在も進行しています。人命財産を守る使命ある対策とは思えない。あまりにも遅すぎます。</p> <p>2. 都市計画プランにも対策施策を組み入れて県民の生命を守るよう強く求めます。特に公共施設や病院等の対策を即実施願います。</p>	<p>現在起きている現象に対しては、気候変動の影響が否かに関わらず、そのほとんどが既に対応されているものと考えています。</p> <p>、国は「気候変動適応情報プラットフォーム」「適応計画策定ガイドライン」を整備、策定する予定であり、今後、これらを踏まえながら、都市計画を含めあらゆる施策に適応の考え方を取り込んでいきます。</p>
105	9 適応策	<p>表9-2-3.4 表中では数値のみが記載されていますが、単位を追加したほうがよいと思います。</p>	<p>現状を1とした場合のリスク増加度を数値で表現したものです。</p>
106	10 計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・計画ができれば進行管理するのは当然であるが、点検・評価(CHECK)で、本計画にある具体的な施策の何を指標に点検するのか具体性を欠く。 ・参考資料編に施策と削減量が示されているが、主要な施策の点検項目は示すべきだろう。 	<p>指標は各部門の温室効果ガス排出量のほか、各主体の取組目標の指標となります。</p> <p>なお、県の施策については毎年度各取組について事業の進捗管理を行う予定です。</p>
107	10 計画の推進体制	<p>環境基本計画推進会議による評価・検証のサイクルが「定期的」となっており、具体的なサイクルが見えない。明示すべきと考える。</p> <p>1年ごと(温室効果ガス排出量調査)なのか、5年ごと(計画見直し)なのか、それとも、その中間なのか。そのサイクルによって、改善・見直しの範囲が見えてくると考える。</p>	<p>評価・検証は、指標や項目によっては毎年度行うことが難しいことから定期的としています。</p> <p>なお、5年ごとの計画見直し時には総括的な評価・検証を行います。</p>
108	10 計画の推進体制	<p>1. 計画期間は2016 年度～2030 年度 その間の毎年の実行計画進捗表を県民に公開してほしい。また、見直しは3年以内の期間を希望、変化への対応のため。</p> <p>2. 千葉県庁エコオフィスプラン(事務事業編)を公開してください。県庁内の取組を公開すること</p>	<p>「10計画の推進体制」に記載のとおり、環境白書やホームページ等により公表していきます。</p> <p>千葉県庁エコオフィスプランについては、県ホームページで同プラン及び毎年度の取組結果について公表しています。</p>
109	10 計画の推進体制	<p>10 計画書、報告書類は 公開する前に内部審査をかけると良いでしょう。</p> <p>千葉県の環境部門にはうろ覚えですが、環境研究センターという部署があると思います。そのような部署が審査すると良いのではないかと思います。</p>	<p>計画は環境研究センターを含む全庁的な組織で検討しています。</p>